

投資信託のコスト④その他の費用・手数料



- 投資信託には、購入時手数料や信託報酬以外にもかかる費用・手数料がある
- 監査費用、法定開示資料の作成費用、有価証券の売買委託手数料等が該当する
- このようなその他の費用・手数料は目論見書等で上限が年率表示されている場合が多く、実際にかかった費用は運用報告書に記載されている

その他の費用・手数料

今回は投資信託のコストのうち、信託報酬以外のコストについてご説明します。投資信託の目論見書等には「その他の費用・手数料」という項目があります。具体的にはどのような費用なのでしょうか。

まず、主に投資信託の事務にかかる費用です。公募の投資信託は監査法人による監査を受けていますが、その監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査にかかる費用です。監査報告書は目論見書でも確認することができます。

また「金融商品取引法」や「投資信託及び投資法人に関する法律」では情報開示が求められており、そのために作成される有価証券届出書、目論見書や運用報告書等の法定開示資料の作成等に要する費用もあります。例えば、目論見書を印刷したり、販売会社に納品するための発送費が含まれます。

次にファンドに組入れている有価証券の売買や保管にかかる費用があります。例えば、株式に投資しているファンドの場合、株式売買の際に発生する売買委託手数料があります。証券会社に支払う売買委託手数料は個人の株式投資でも必要な費用のため、理解しやすいと思います。

なお、ファンド・オブ・ファンズであれば、投資先ファンドについても、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が信託財産から支払われます。

確認方法

その他の費用・手数料は投資信託が組入れている有価証券の組入れ比率によって変動するものがあるため、販売用資料等では年率で0.054%（税抜0.05%）といったように、純資産総額の何%程度になるのか、上限が記載されていることが多いです。そしてこれらの費用も毎日計上されています。

では実際にその他の費用・手数料がいくらかかったかはどこで確認できるのでしょうか。信託報酬同様に運用報告書に記載があります。

このように投資信託には購入時手数料や信託報酬以外にもかかる費用があり、購入を検討する際には合わせて事前に確認する必要があります。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

- 当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。
- 運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。
- 当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。